

「社会福祉法人 小渦会 鳴門シーガル病院」における
土砂災害に関する避難確保計画

作成：平成31年2月1日

1 [目的]

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、「社会福祉法人 小渦会 鳴門シーガル病院」（以下、「当院」という）近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、当院に勤務する職員および施設の利用者または出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

2 [防災体制に関する事項]

※当院の立地条件を鑑み、津波発生時の避難計画書に定めた内容に準ずるとともに、これに加味するものとする。

(1) [各班の任務と組織]

1) 各班の任務

表1

	昼間	夜間
指揮班	施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。	施設管理者を代行し、各班へ必要な事項を指示する。また、情報収集・避難誘導を兼ねる。
情報収集班	テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要な事項を報告・伝達する。	テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、必要事項を共有・伝達する。
避難誘導班	避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。	避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

2) 組織図

表 2

《昼間》

施設統括 施設管理者 [院長

指揮班

班長: 院長

班員: 副院長
 医局長
 事務部長
 看護部長

情報収集班

班長: 事務部長

情報収集副班長: 副事務部長
 副班長: 医事係長
 班員: 事務職員 医事職員 SE室職員
 施設管理副班長: 事務次長
 副班長: 管理係長
 副班長: 渡船主任
 班員: 管理職員 渡船職員 夜警職員

避難誘導班

班長: 看護部長

避難誘導副班長: 医局長
 副班長: 1病棟副看護部長
 副班長: 2病棟看護師長
 副班長: 3病棟副看護部
 副班長: 4病棟看護師長
 副班長: 地域連携係長
 副班長: 包括ケア推進係長
 班員: 医局員 1・2・3・4病棟職員 地域連携室職員 包括ケア推進室職員
 食料物資対策副班長: 管理栄養係長
 副班長: 薬剤係長
 副班長: 作業療法係長
 班員: 管理栄養室職員 薬剤室職員 作業療法職員 診療支援部門職員

《夜間》

施設統括 施設管理者 [院長

指揮班

班長: 当直責任者 当直医師

班員: 当直副責任者 当直看護師

情報収集班

班長: 4階看護職員

班員: 施設管理班 夜警職員

避難誘導班

班長: 1病棟看護職員

班員: 1病棟職員
 2病棟職員
 3病棟職員
 4病棟職員

＜昼間＞

班名 ◎班長 ○副班長	活動内容
<p>指揮班</p> <p>◎院長</p> <p>副院長</p> <p>医局長</p> <p>看護部長</p> <p>事務部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・整理・共有・意思決定・発信に関する事 ・指揮本部会議に関する事 ・避難開始を指示命令 ・災害情報や安否確認・問い合わせ・調達情報のとりまとめ ・決定事項について職員に周知する事 ・防災関係機関との連絡調整（出動要請等） ・防災対策実施の総括・指揮に関する事 ・本部委員は①状況認識の統一②情報の共有③迅速な意思決定④迅速な組織間調整・連携の実施を行う。
<p>総務・情報収集班</p> <p>◎事務部長</p> <p>○副事務部長</p> <p>○医事係長</p> <p>事務職員</p> <p>医事職員</p> <p>SE 室職員</p> <p>(施設管理班)</p> <p>○事務次長</p> <p>○管理係長</p> <p>○渡船主任</p> <p>管理職員</p> <p>渡船職員</p> <p>夜警職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置・運営に関する事 ・指揮班の補佐、各班のサポート ・各情報を収集し、本部へ報告 ・各班へ本部長の命令伝達徹底 ・院内非常放送に関する事 ・災害対策機関との連絡窓口業務 ・職員の安否確認、患者家族からの安否確認への回答(他部署と連携) ・職員の参集状況を確認し、本部へ報告と関係者への連絡 ・災害関係の記録に関する事 ・災害救助用物資に関する事 ・情報伝達資器材に関する事 ・二次災害的に火災があった場合は必要事項について消防署への通報 ・火災発生の場合における初期消火活動 ・火災発生時の防水シャッター、防水戸閉鎖の措置 ・非常用電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止や開始決定 ・エレベータの非常時の措置 ・専用船の安全確保や運航の維持 ・電気・ガス・水道・電話等のライフラインの確保並び復旧に努める ・施設、設備及び敷地の被害状況を把握する ・二次被害の恐れのある施設等については立ち入り禁止の措置を取り、応急措置を施す ・被害状況の写真等を記録に残す
<p>避難誘導班</p> <p>◎看護部長</p> <p>○医局長</p> <p>○副看護部長</p> <p>○各病棟師長</p> <p>○地域連携係長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な場所(2階以上)へ避難誘導 ・患者の人員確認(避難漏れ患者の有無)等、詳細状況の把握 ・負傷者の応急処置。患者識別バンドを装着。 ・第1避難場所から第2避難場所(2・3・4病棟)にベッドコントロール ・患者の状況で必要ある場合は転院搬送 ・患者安否の家族への連絡(他部署と連携)

○包括ケア推進係長 医局員 看護職員 地域連携室職員 包括ケア推進室職員 (食料・物資対策班) ○管理栄養係長 ○薬剤係長 ○作業療法係長 管理栄養室職員 薬剤室職員 作業療法職員 診療支援部門職員	・患者への適切な情報提供とケアの実施 ・避難完了に係る報告 ・二次災害としての火災発生の場合における初期消火活動 ・食材・飲料水量の備蓄物資に関する事 ・非常食用物資等必要な食数の確認や供給に関する事 ・地方自治体と配給の有無や時間、数量等について連絡調整する ・救護物資等の搬入及び保管場所を確保する ・援助物資等の受け入れと管理 ・薬剤や医療機器等の被害状況調査及び取りまとめを行う ・医薬品、医療資器材等が不足の場合、行政の対策本部に補給要請する
---	---

《夜間》

班名 ◎班長 ○副班長	活動内容
情報収集・避難誘導班 ◎当直医師 ○管理当直看護師 4 看護職員 3 看護職員 2 看護職員 1 看護職員 夜警員	・情報の収集・整理・共有・意思決定・発信に関する事 ・災害情報や安否確認・問い合わせ・調達情報のとりまとめ ・災害関係の記録に関する事 ・情報伝達資機材に関する事 ・施設、設備及び敷地の被害状況を把握する ・被害状況の写真等を記録に残す ・安全な場所(2階以上)へ避難誘導 ・患者の人員確認(避難漏れ患者の有無)等、詳細状況の把握 ・負傷者の応急処置。患者識別バンドを装着。 ・被災時間によっては第1避難場所から第2避難場所(2・3・4病棟)にベッドコントロール ・患者への適切な情報提供とケアの実施 ・二次災害としての火災発生の場合における初期消火活動

3) 参集基準(保安体制)

表4

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備 (保安体制会議)	・台風接近が予想される場合 ・大雨が予想される場合	・気象情報等の情報収集 ・保安体制に向けて人材確保の手立てを考える ・保安体制後の手立てを考える	・指揮班 ・各部署代表者
保安体制開始	・渡船運航停止	・気象情報等の情報収集	・保安要員
全職員が避難準備 および避難開始	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・避難準備・高齢者等避難勧告等が発令された場合	・気象情報等の情報収集 ・関係行政機関等への連絡 ・通報 ・避難誘導	・保安要員

4) 緊急時連絡網

- 別紙資料 1 「内線電話番号一覧」に基づき、土砂崩れ情報を施設内関係者間で共有する。
- 警戒体制下で非常体制に移行するおそれがある場合には、別紙資料 2 「入院患者家族緊急連絡先」に基づき、入院患者の家族に対し、「非常体制につき当該施設 2 階以上（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。（ただし、時間的に可能な場合に限る。）
- 非常体制に移行した場合には、鳴門市危機管理課（088-684-1711）に「これより当該施設 2 階以上に避難する」旨を連絡する。
- 避難の完了後、鳴門市危機管理課に避難が完了した旨を連絡する。
- 避難の完了後、別紙資料 2 「入院患者家族緊急連絡先」に基づき、入院患者の家族に対し、避難が完了した旨を連絡する。
- 病院職員は、別紙資料 3 「病院看護職員勤務配置表」、別紙資料 4 「病院看護職員以外の職員配置表」で所在を把握する。
- 緊急時における連絡体制は別紙資料 5 「緊急(台風・非常災害時等)連絡網」および別紙資料 6 に「災害発生時の安否確認システム利用想定フロー」によって交通手段となる渡船状況、安否確認や参集状況、情報伝達の把握等に活用する。
- 別紙資料 7 「人員確保のための時間帯毎の必要人数と配置表」、別紙資料 8 「緊急時参集時間と要員数 調査票」を活用する。
- 病院ホームページで「災害用伝言ダイヤル」利用の案内を掲載している。

5) 関係機関緊急連絡先 表 5

各精神科病院が保有する衛星携帯電話番号	
病院名	衛星携帯電話番号
秋田病院	
ゆうあいホスピタル	
折野病院	
桜木病院	
城西病院	
城南病院	
第一病院	
TAOKA こころの医療センター	
富田病院	
鳴門シーガル病院	
南海病院	
杜のホスピタル	
ほのぼのホスピタル	
緑ヶ丘病院	
藍里病院	

表 6

関係機関緊急時連絡先

	機関名	電話番号	FAX番号	メールアドレス	備考
防災行政機関	徳島県 医療政策課				
	徳島県 健康増進課				
	徳島県 東部県民局 徳島保健所				
	徳島県災害対策警戒本部				
	鳴門市役所・健康福祉部 社会福祉課				hima.jp
	鳴門市役所・災害対策本部 危機管理課				
	鳴門消防署				jp
	鳴門警察署				
関係機関	瀬戸駐在所				
	鳴門市医師会				
	いやしの杜クリニック				
	訪問看護ステーション・スマイル				
	グループホーム・ファミリー				
	徳島シーガルクリニック				
	小鳴門荘				
	徳島県鳴門病院				
ライフライン通信	徳島県立中央病院				
	徳島大学病院				
	鳴門シーガル病院				
	電気 四国電力				
	四国電気保安協会				
	ガス 鳴門ガス				
	水道 鳴門市水道課				
	通信 西日本電信電話(株)徳島支店				
NTTドコモ(インフラ)四国支店					
岡田石油					
中岸商店(医療用酸素ボンベ)					

(2) [事前対策]

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、前日に各部署上長を招集し、保安要員の夜間当直職員の増員を検討するとともに、各職員の役割分担を再確認する。

(3) [情報収集及び伝達]

情報収集班は、気象情報、気象警報、避難勧告等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班および利用者等へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所・消防署等へ通報する。

表 7 主な情報及び収集方法

収集する情報	収集方法	施設職員共有方法
気象情報	市役所等 テレビ・インターネット	固定電話・携帯電話 メール等
土砂災害警戒情報	市役所等 テレビ・インターネット	固定電話・携帯電話 メール等
避難勧告等 ・ 避難準備・高齢者等避難開始 ・ 避難勧告 ・ 避難指示等	市役所等 テレビ・インターネット	固定電話・携帯電話 メール等

表 8 情報伝達の内容・連絡先等

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
前兆現象	情報収集班	固定電話 FAX メール	
被害情報	情報収集班	固定電話 FAX メール	
避難準備等について	情報収集班 避難誘導班	院内放送 口頭	
		固定電話 FAX メール	
避難開始等について	情報収集班 避難誘導班	院内放送 口頭	
		固定電話 FAX メール	

3 [避難誘導に関する事項]

1) 避難誘導等

地理的環境から院内の安全な場所(2階以上)へ避難誘導する。

1階で療養中の患者は第1避難場所(本館生活技能訓練室)へ誘導する。それ以外の患者は当該病棟で身の安全をはかり、病棟内で待機する。

2) 避難基準

① 市役所等からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難勧告等の発令があった場合に、避難等を開始する。

- ・ 避難開始基準：避難準備・高齢者等避難開始の発令

② 自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

<土砂災害の前兆現象>

- ・ がけの表面に水が流れ出す。
- ・ 小石がパラパラと落ちる。
- ・ がけの樹木が傾く。
- ・ 樹木の倒れる音がする。
- ・ 斜面がふくらみだす。
- ・ がけから水が噴き出す。
- ・ がけからの水が濁りだす。
- ・ 樹木の根の切れる音がする。
- ・ がけに割れ目が見える。
- ・ 地鳴りがする。

3) 避難方法

- ・ 徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。
- ・ 施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

4) 避難経路

- ・ 施設内の避難経路は施設内のエレベータおよび中央階段・オアシススロープとする。
- ・ 停電時はエレベータ停止となるため、津波災害時の避難経路と同様とする。
(経路図は、別紙資料9「地震・津波・土砂災害避難経路図」のとおり)

5) 施設周辺や避難経路の点検

①施設周辺の点検

- ・ 施設敷内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。

③ 避難経路の点検

- ・ 施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。
- ・ 津波時避難経路を使用する際は経路の安全確認をするとともに、大雨時による冠水がある場合には移動困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

6) 避難の実施

- ・ 避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより本館2階以上に避難を開始します。1病棟の患者さんは、職員の指示に従って避難を開始します。職員は避難誘導をしてください」と、施設職員、利用者等に周知する。

4 [避難の確保を図るための施設整備に関する事項]

- 1) 停電時は、自家発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。
- 2) 情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材として、表9に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表9 避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、PC、ファックス、携帯電話、衛星携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、PC、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、懐中電灯、電池、携帯電話バッテリー、車いす、担架、大人用紙おむつ、常備薬 施設内の避難のための水・食料・寝具・防寒具

5 [防災教育及び訓練の実施に関する事項]

1) 防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解できるよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

- ① 土砂災害の前兆現象について
- ② 情報収集及び伝達体制
- ③ 避難判断・誘導
- ④ 本避難確保計画の周知

2) 訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。

- ① 訓練内容
- ② 情報収集及び伝達
- ③ 避難判断
- ④ 避難訓練（要介護度に応じた避難手法、避難方法など）

3) 訓練の実施時期

訓練は、出水期前に行うとともに、下記も含め年間概ね2回行う。

- ① 新規採用職員の研修及び訓練を実施する。新規採用職員の訓練は全職員を対象とした訓練と同時に実施することを基本とする。
- ② 全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を出水期前（6月まで）に実施する。

【施設内掲示用 避難確保計画イメージ】

